各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物保安室長

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考にしてください。

なお、貴管内市町村に対してもこの旨周知いただくようお願いします。

本資料においては、法令名等については次のとおり略称を用いたのでご承知おき願います。

消防法(昭和23年法律第186号) … 消防法 消防法の一部を改正する法律(平成13年法律第98号) … 改正法 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号) … 政令 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号) … 規則 危険物の試験及び性状に関する省令(平成元年自治省令第1号)… 試験省令

(屋内貯蔵所関係)

問1 改正法により危険物の品名に追加されたヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準を超える特例については、規則第16条の7において、温度の上昇による危険な反応を防止するための措置を講ずることと定められ、また、平成13年10月11日消防危第112号において、危険な反応を防止するための措置としては、例えば、温度制御装置の設置又は緊急冷却装置の設置が必要であると示されたところである。

この屋内貯蔵所に設置する温度制御装置の取扱いについて、次の疑義が生じたのでご教示願いたい。

- 1 温度制御装置について、換気設備又は可燃性蒸気排出設備と温度制御装置の機 能を兼ねたものとして差し支えないか。
- 2 温度制御装置により制御する温度の目標として、貯蔵し、又は取り扱われるヒドロキシルアミン等の熱分析試験より求められる発熱開始温度を参考とすることは差し支えないか。

答 1、2ともに差し支えない

温度制御装置を単独で設ける必要はなく、温度の上昇による危険な反応を防止するための十分な能力を有するものであれば、換気設備又は可燃性蒸気排出設備などと兼ねた装置とすることは可能である。

(製造所及び一般取扱所関係)

問2 ヒドロキシルアミン等を取り扱う製造所及び一般取扱所について、規則第13条の10第3項において、ヒドロキシルアミン等の濃度の上昇による危険な反応を防止するための措置を講ずることとされており、また、平成13年10月11日消防危第112号において危険な反応を防止するための措置としては、例えば、ヒドロキシルアミン等の濃度を定期的に測定する装置の設置又はヒドロキシルアミン等の濃度が一定以上の濃度となった場合に緊急に希釈する装置の設置が必要であると示されたところである。

このヒドロキシルアミン等の濃度を定期的に測定する装置について、次の疑義が 生じたのでご教示願いたい。

ヒドロキシルアミンを含有するものと第4類の危険物とを反応釜に投入し、比較的長い時間(半日程度)をかけて、両者を混合することでヒドロキシルアミンを含有する製品(非危険物)を製造する一般取扱所において、当該製品を定期的に採取可能なように、反応釜にサンプル採取口を設け、当該製品中のヒドロキシルアミンの濃度を測定できるようにすることで濃度を定期的に測定する装置の設置として差

し支えないか。

なお、当該反応釜は繊維強化プラスチックで内面がライニングされたもので、当該 反応釜からの鉄イオン等の溶出は無視でき、ヒドロキシルアミンと第4類の危険物と の反応は生じないことが確認されているものである。

答 差し支えない。

質問の工程においては、サンプル採取口の設置による定期的な濃度の測定によって、 濃度の上昇による危険な反応を防止できると考える。

(危険物判定関係)

問3 ヒドロキシルアミン等が消防法の危険物第5類の自己反応性物質に該当するか否かを確認する試験について、政令及び試験省令に定められている熱分析試験において、金メッキを施したステンレス鋼製の密封セルを使用して当該試験を実施して差し支えないか。

答 適当でない。

ヒドロキシルアミン等が危険物第5類の自己反応性物質に該当するか否かは消防法令に定める試験によるべきであり、使用する密封セルはステンレス鋼製となる。